

## 具体的な取組（案）

- 1 計画の対象となる自転車の範囲
- 2 計画の方向性
- 3 施策体系（案）
- 4 具体的な取組内容（案）
- 5 評価指標（案）

# 1. 計画の対象となる自転車の範囲

## ■自転車の定義

- 本計画では、道路交通法第2条11の2に定義される「普通自転車」を対象とします。

道路交通法第2条11の2に定義される、「自転車」とは、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のものである。そのうち、内閣府令で定める車体の大きさや構造の基準により、「普通自転車」が位置付けられる。

<基準>

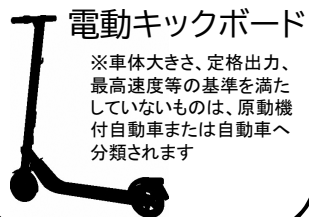
- 1 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
  - 2 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- イ 長さ 190センチメートル  
ロ 幅 60センチメートル
- イ 側車を付していないこと。   ロ 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く)を備えていないこと。  
ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。   ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

## 車両

### 自動車



### 特定小型原動機付自転車



※車体大きさ、定格出力、最高速度等の基準を満たしていないものは、原動機付自動車または自動車へ分類されます

### 軽車両

荷車(リヤカー、台車など)



馬車



### 本計画の対象とする自転車

個人所有、シェアサイクルに関わらず本計画で対象とする自転車として扱います

### 原動機付自転車

原動機付自転車



フル電動自転車



### 普通自転車



シティー車



電動アシスト自転車



スポーツ車



子供乗せ自転車

タンデム自転車



大型バスケット付き自転車



## 2. 計画の方向性

### ■基本目標

自転車を手動手段の選択肢に加え、より豊かな生活を実現  
～地域の特性に合った安心して自転車と共存できるまち～

### ■個別目標

#### 目標1

安全意識を高め、事故のない自転車利用を促進

##### <目標設定におけるポイント>

自転車利用者はもとより、同じ道路空間を利用する歩行者や自動車等に対しても自転車の走行ルールに関する認識や、安全利用意識を共通して持ってもらえるような取組を推進する。

#### 目標2

歩行者、自転車、自動車が共に安心して快適に通行できる環境を創出

##### <目標設定におけるポイント>

同じ道路空間を利用する歩行者、自転車、自動車等が共に安全かつ快適に通行できる環境を創出するため、自転車通行空間の整備や、各施設等の需要に応じた駐輪環境の整備を推進する。

#### 目標3

自転車の利用を促し、交通の利便性向上

##### <目標設定におけるポイント>

シェアサイクルのさらなる普及促進や自転車と公共交通の相互利用等により、様々な場所へのアクセス性を向上させるとともに、自転車関連情報の積極的な発信により、多様な目的に応じて自転車を利用できるように取り組む。

### 3. 施策体系（案）

赤字：重点施策

課題	目標	施策	具体的な取組
自転車利用者がルールをしっかりと認識し遵守するような意識・環境づくりが必要	<b>&lt;目標1&gt;</b> 安全意識を高め、事故のない自転車利用を促進	1-1 自転車利用者に対する安全運転の促進	(1)安全教育の実施 (2)自転車損害賠償責任保険の加入の促進 (3)車両の点検整備の促進 (4)安全性の高い製品の購入の促進 (5)校庭開放を活用した自転車練習場所の確保
自転車利用者を取り巻く人々の安全意識の向上が必要		1-2 自転車利用者を取り巻く人々に対する自転車ルールの啓発	(1)教職員へ向けた安全啓発 (2)自動車ドライバーへ向けた自転車の車道通行への理解の促進
歩行者と分離され、かつ路上駐車とも共存できる連続した自転車通行空間の整備が必要	<b>&lt;目標2&gt;</b> 歩行者、自転車、自動車が共に安心して快適に通行できる環境を創出	2-1 自転車通行空間の計画的な整備	(1)自転車通行空間の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自転車ネットワーク整備方針</span> (2)路上パーキング・バス停等を考慮した自転車通行空間の整備
各施設のニーズを踏まえた駐輪場の整備が必要		2-2 駐輪需要に対応した適切な駐輪環境の創出	(1)既存駐輪場の利用の促進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">路上駐輪対応方針</span> (2)駐輪場の設置の促進 (3)路上駐輪自転車の削減へ向けた啓発・指導・撤去
放置自転車削減に向けた撤去・指導、広報啓発の推進が必要	<b>&lt;目標3&gt;</b> 自転車の利用を促し、交通の利便性向上	3-1 シェアサイクルの普及の促進	(1)サイクルポートの設置の促進 (2)シェアサイクルの利用の促進 (3)公共交通機関とシェアサイクルとの結節の促進 (4)シェアサイクル事業者の自転車点検・整備の働きかけ
区民や来訪者の交通手段として気軽に自転車を選択できるよう、シェアサイクルポートの増設等が必要		3-2 自転車情報の発信	(1)自転車の適正利用を促す広報の実施 (2)自転車情報のオープンデータ化
—			

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 目標1

安全意識を高め、事故のない自転車利用を促進

### 施策1-1 自転車利用者に対する安全運転の促進

#### (1)安全教育の実施

自転車の安全利用の促進と、通行ルールの周知を図るため、「自転車安全利用五則」（R4年11月改訂版）の広報啓発を行うとともに、自転車の通行ルールや安全な乗り方を学習できる交通安全教室を実施していく。安全教育は、全世代を対象に、各世代に適した内容とし、自動車運転免許証を取得していない人への通行ルールの周知や、子供乗せ自転車を利用する際の安全啓発等取り組んでいく。

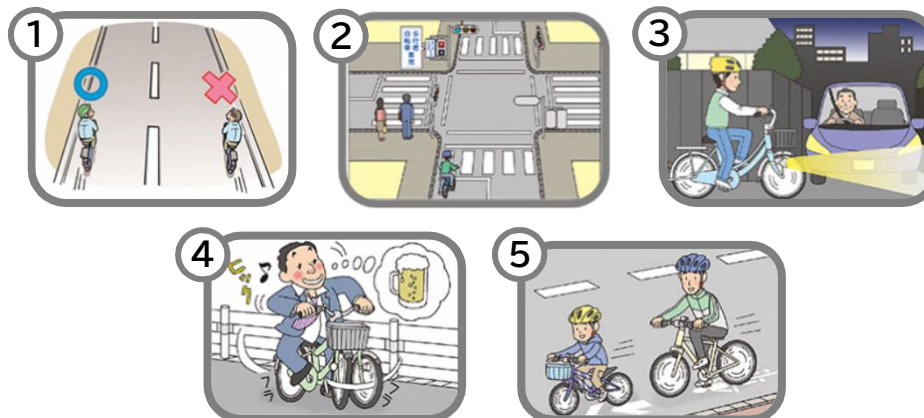
#### <実施スケジュール>



#### 自転車安全利用五則

- 警察庁により、自転車利用時の重要なルールとして自転車安全利用五則が定められています。

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



画像出典：警視庁HP

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 世代ごとの安全教育

	保育園児 幼稚園児 園児の保護者	小学生	中学生	高校生 大学生 社会人	高齢者
目的	交通安全に関する初歩的、基本的なまじりを家庭を通して理解させる	身近な交通安全や、交通法規等を理解させ、交通安全についての具体的な方法や判断力を身に着けさせる	自転車を利用する機会が増え、交通事故の当事者となることも多いため、交通違反をした場合の具体的な危険や加害事故の責任の重大性をイメージさせる	地域ボランティア・地域住民等と連携し、自転車の正しい通行方法・マナー等に関する「自転車安全利用五則」の周知徹底を図る	身体機能の変化に伴う交通安全教育を実施する
取組内容	こうつうあんぜんのえほん配布	自転車安全利用五則を取り入れた交通安全教室			高齢者施設へのヘルメット着用を促すリーフレットの配布
	子供乗せ自転車を利用する際の安全啓発	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">スケアードストレイト方式※による教育</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">交通事故時の応急救護措置や加害事故時の刑事罰や損害賠償等の教育</div>			
		HPやポスター等での周知、交通安全日や交通安全キャンペーンにおけるグッズ等配布による周知			
		関係機関の連携により、シミュレーターを活用した体験型の交通安全教育			
		東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」の周知			

※ スケアードストレイト方式：自転車事故の恐怖と責任を体験させるための、スタントマンによる交通事故再現

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 啓発内容の例

#### ● 安全意識の醸成

日常的にポスターや、HPにより、自転車安全利用五則や、ながらスマホ禁止等を周知する他、毎月10日の交通安全日や春秋の交通安全キャンペーンでは、警察署等の関係機関と連携をして啓発グッズ等の配布による安全意識の向上を図る。

#### ● 輪トレ（りんトレ）

自転車の安全利用教育を推進するため、事故事例やルール・マナーの学習に加えて、発進や停止、障害物を避けるなどの自転車走行の体験学習が可能なスマートフォン・タブレット向けアプリを周知する。



▲ 交通安全マナーキャンペーンの様子(R5.3)

### <輪トレ(りんトレ)アプリの構成>

学習	体験	効果測定	合格証
3Dアニメーションによる自転車ルール・マナー学習	シミュレーションによる自転車走行体験学習	10問のテストによる知識定着の確認	テストに合格するとアプリ上に合格証が表示



### 自転車運転の総合学習アプリだよ

※画面は開発中のものです。

▲ 自転車安全学習アプリ「輪トレ(りんトレ)」広報動画

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 啓発内容の例

#### ● ヘルメット着用の促進

自転車事故による死亡者の多くが頭部に致命傷を受けていることから、ヘルメット着用の重要性について、HPやチラシ配布等による広報啓発を行う。



「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者のヘルメット着用が既に努力義務化されています。  
東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部総合推進課 TEL.03-5398-3127

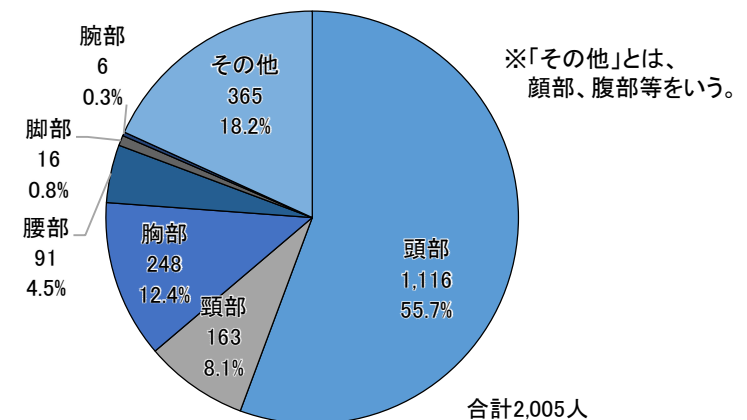
#### ▲ ヘルメット着用啓発リーフレット

画像出典：東京都生活文化スポーツ局

### ヘルメット着用の重要性

- 道路交通法の改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。
- 自転車乗用中の交通事故による死亡者のうち、約6割が頭部に致命傷を負っています。
- 自転車に乗る時はヘルメットを着用し、自分の命を守りましょう。

自転車乗車中死者の人身損傷主部位別  
(致命傷の部位) (H30～R4年合計)



出典：警察庁HPを基に作成



## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策1-1 自転車利用者に対する安全運転の促進

#### (2) 自転車損害賠償責任保険の加入の促進

自転車利用に伴う加害事故を起こした場合に備えて、自転車損害賠償保険への加入を促進していく。加入の促進にあたっては、自転車事故の損害賠償責任に対する意識の向上を図るとともに、保険への加入方法や保険加入状況を利用者自身が適正に把握する必要がある。このため、チラシやポスター、HP等の広報媒体の活用や交通安全教室等の機会を捉え、自転車損害賠償責任保険等の必要性や加入方法を周知するための広報啓発を実施する。

#### <実施スケジュール>



#### 「自転車損害賠償保険」の加入義務化

- 東京都では、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和2年4月1日から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険・共済への加入が義務付けられています。

#### <対象者>

- 自転車利用者
- 保護者(未成年の子どもが自転車を利用する場合)
- 自転車を業務で使用する事業者
- 自転車貸付業者

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策1-1 自転車利用者に対する安全運転の促進

#### (3) 車両の点検整備の促進

##### ① 点検を促す広報啓発

自転車の整備不良が原因となって発生する交通事故を防止するため、HPやポスター等で、自転車の点検・整備を促す広報啓発を行う。

##### ② TSマーク取得費用の助成

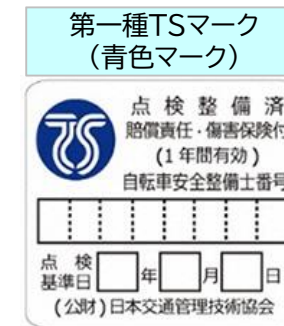
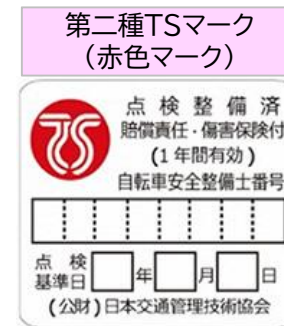
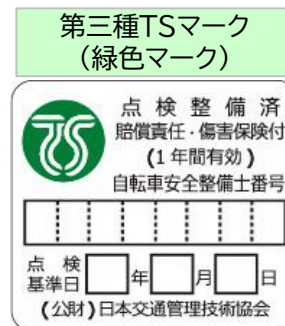
自転車利用者が定期的に自転車の点検整備を受け、自転車の安全な利用を心掛ける機運を醸成するため、区内の自転車安全整備店において、整備を受けた自転車に貼付されるTSマーク（付帯保険）を取得した区民に対しての助成を行い、自転車の定期的な整備を促す。

<実施スケジュール>



#### TSマーク

- 自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、TSマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています(付帯保険)。
- 緑色・赤色・青色の3種類のTSマークがあり、それぞれ賠償内容が異なります。
- 有効期間: 点検基準日から1年間
- 助成額: 1000円



損害補償	死亡もしくは重度後遺障害	50万円	100万円	30万円
	入院(15日以上)	5万円	10万円	1万円
賠償責任補償		死亡・損害 限度額1億円	死亡・重度後遺障害 限度額1億円	死亡・重度後遺障害 限度額1,000万円

画像出典: 公益財団法人日本交通管理技術協会

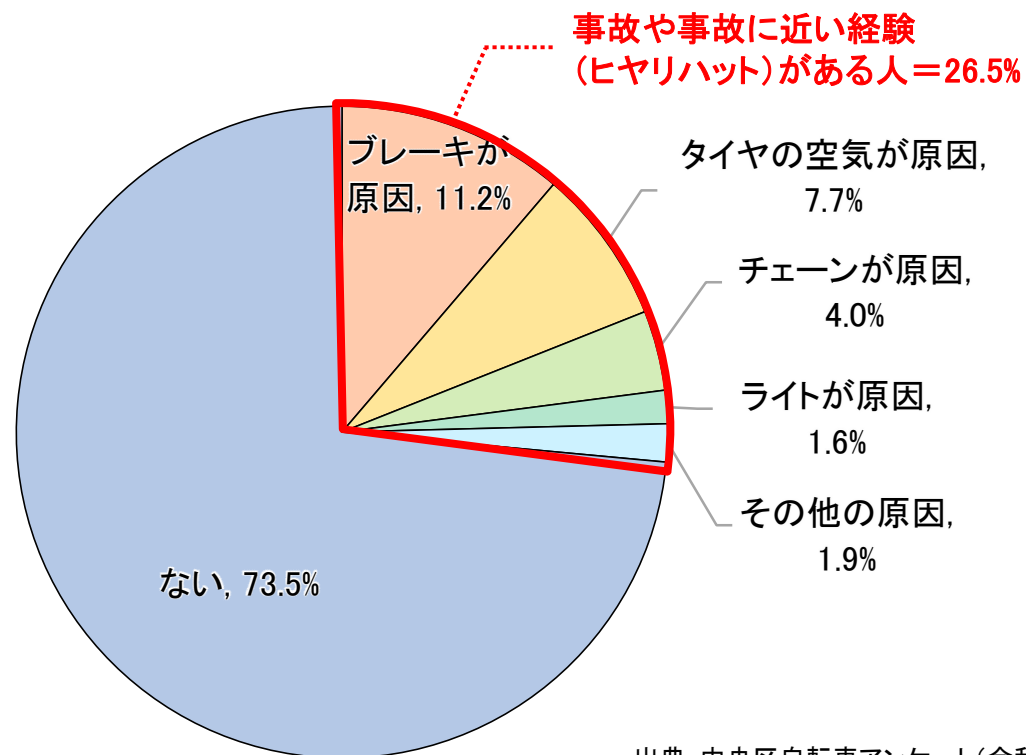
## 4. 具体的な取組内容（案）

### 自転車の整備不良による事故

- 中央区自転車アンケート(令和4年実施)より、自転車の不具合により事故や事故に近い経験(ヒヤリハット)がある人は全体の約3割となっており、自転車の点検・整備不足により事故に至る恐れがあります。
- 自転車に乗る前には必ず点検を行い、問題があればすぐに自転車安全整備店等で修理・整備を行うことが大切です。

#### 中央区自転車アンケート(令和4年実施)

問:自転車の不具合が原因で、事故や事故に近い経験(ヒヤリハット)がありますか。



出典:中央区自転車アンケート(令和4年実施)を基に作成

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策1-1 自転車利用者に対する安全運転の促進

#### (4)安全性の高い製品の購入の促進

自転車や、ヘルメットを購入する際には安全性の高い製品や体のサイズに合った製品を選ぶように、HPや、ポスター等で自転車安全整備店の広報を行い、SGマークの普及啓発を図っていく。

<実施スケジュール>



#### SGマーク制度

- SGマーク制度とは、消費生活用製品の安全性を認証する任意の制度です。一般消費者が日常生活で使用する様々な製品が対象となっており、各製品に定められた基準(SG基準)に適合していると認証されると製品にSGマークが表示されます。
- 自転車本体のほか、ヘルメットなどの関連用品が対象となっています。

#### 自転車安全整備店

- 自転車安全整備士が勤務しており、TSマークを取り扱うことができる自転車店を「自転車安全整備店」といいます。
- 自転車安全整備店になるには、公益財団法人日本交通管理技術協会に登録申請をし、審査を受ける必要があります。登録されると、自転車安全整備店の章(店章)が貸与され、事業所の見易い場所への掲出や、3年毎の登録の更新が義務付けられています。

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策1-1 自転車利用者に対する安全運転の促進

#### (5)校庭を活用した自転車練習場所の確保

#### 重点施策

正しい自転車の乗り方が身に付けられるよう、休日の小学校の校庭を活用して、保護者とともに自転車の練習などを自由に行うことができるスペースを設ける。合わせて、自転車の通行ルールを学べる機会を創出していく。

<実施スケジュール>



## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策1-2 自転車利用者を取り巻く人々に対する自転車ルールの啓発

#### (1) 教職員へ向けた安全啓発

学校において、教職員が児童・生徒に対して、自転車に関する安全教育ができるよう、教職員へ向けた安全啓発を実施する。

<実施スケジュール>



#### (2) 自動車ドライバーへ向けた自転車の車道通行への理解の促進

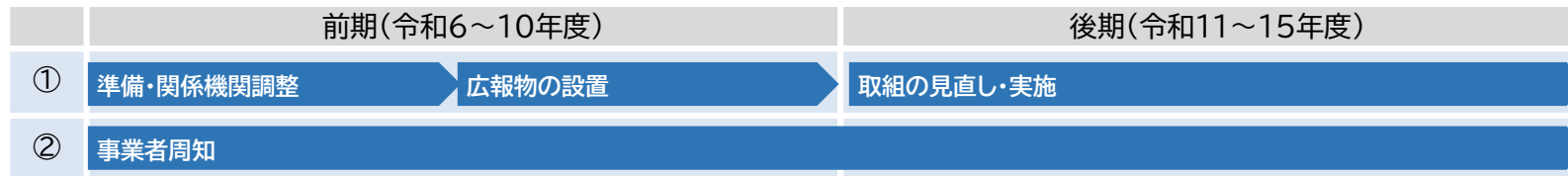
##### ① 歩道橋の横断幕設置

歩道橋において、横断幕の広報物を設置する等により、区民に限らず、区内を通過する自動車ドライバーへ向けた自転車の車道通行への理解の促進や注意喚起を図る。

##### ② バス・タクシー事業者への周知

自転車と事業者車両との事故を減らすため、バス・タクシー事業者へ自転車の車道通行に対する促進の周知を行う。

<実施スケジュール>



#### 歩道橋上の横断幕による注意喚起のイメージ



## 4. 具体的な取組内容（案）

### 目標2

歩行者、自転車、自動車が共に安心して快適に通行できる環境を創出

### 施策2-1 自転車通行空間の計画的な整備

#### (1) 自転車通行空間の整備

#### 重点施策

##### ① 計画的な整備

本計画で定める「中央区自転車ネットワーク整備方針」に基づき、歩行者・自転車・自動車がともに安全に通行できるよう、自転車の車道通行を原則とし、地域の実情に応じた整備形態により、自転車通行空間の計画的な整備を行う。

##### ② 自転車通行帯の条例規定

「中央区道における道路構造の技術的基準に関する条例」を改正し、自転車通行帯の道路構造の技術的基準を追加していくことを検討する。

#### <実施スケジュール>



## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策2-1 自転車通行空間の計画的な整備

#### (2)路上パーキング・バス停等を考慮した自転車通行空間の整備

本区では、荷捌きや駐車の需要が多いとともに、バス交通が発達し、道路上にパーキング・メーターやバス停留所が多く設置されており、車道上での自転車通行空間の整備にあたっては、これらを考慮する必要がある。

そこで、本区の地域特性に応じて、効果的に安全な自転車通行空間を整備するため、一部区間における実験的な整備による検証を行う等、交通管理者と連携し、整備の在り方を検討する。

#### <実施スケジュール>





## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策2-2 駐輪需要に対応した適切な駐輪環境の創出

#### (1) 既存駐輪場の利用の促進

##### ① 駐輪場の広報

区立、民設民営等の多様な駐輪場に関して、総合的な情報発信を行うことで、既存駐輪場の利用を促す。

##### ② 路上駐輪自転車に対する区立駐輪場への誘導

自転車を路上に駐輪しようとする者や、路上駐輪自転車の所有者に対して、リーフレット等を用いて、駐輪場の位置や、一時利用ができる駐輪場の利用方法を説明し、駐輪場の利用を促していく。

##### ③ 駐輪場の運営に関する検討

利用率の低い区立駐輪場等を把握し、利用実態に合わせた料金や、利用資格を検討する。  
今後の方向性については、本計画で定める「中央区路上駐輪対応方針」に基づき、検討をしていく。

#### <実施スケジュール>

	前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
①	駐輪場の広報	取組の見直し・実施
②	駐輪場の案内・誘導等の実施	取組の見直し・実施
③	駐輪場の料金や利用資格等の見直し・検討	取組の実施

## 4. 具体的な取組内容（案）

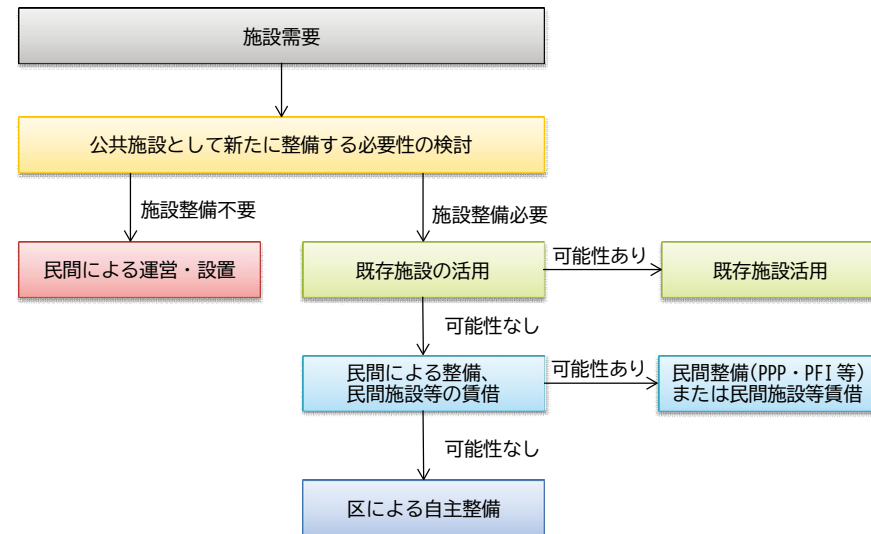
### 施策2-2 駐輪需要に対応した適切な駐輪環境の創出

#### (2) 駐輪場の設置の促進 **重点施策**

本計画で定める「中央区路上駐輪対応方針」に基づき、民間施設内での駐輪場の設置の促進や、広幅員の歩道等、公共用地を有効に活用した駐輪場の整備に向け、事業者や道路管理者等と連携・調整を図っていく。なお、施設の整備・運営にあたっては、「中央区公共施設等総合管理方針2022」に準拠して、既存施設の転用や、民間活力等あらゆる手法を検討する。

#### 施設需要への対応の検討手順

- ① 区が新たに駐輪施設を保有することは、将来にわたって区の負担が生じることとなります。
- ② このため、公共施設として、施設整備を行う場合は、右の手順に従い、既存施設の活用や転用、民間による整備を検討していきます。



出典：中央区公共施設等総合管理方針2022

#### <実施スケジュール>



## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策2-2 駐輪需要に対応した適切な駐輪環境の創出

#### (3) 路上駐輪自転車の削減へ向けた啓発・指導・撤去

##### ① 路上駐輪自転車に対する啓発

駅や商店街等で歩行者の通行や街のにぎわいを妨げている路上駐輪自転車の削減を図るため、日常的な広報啓発活動を行うほか、関係機関と協力して、「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開し、路上駐輪防止の広報啓発活動の拡充を図る。

##### ② 路上駐輪自転車に対する指導・撤去

放置禁止区域内に放置された自転車については、即日撤去を行う。また、放置禁止区域外に放置された自転車については、一定期間注意札・警告札を貼付した後に撤去を行うとともに、撤去した自転車に対して、撤去・保管手数料の徴収（3000円）を行うことで、自転車の路上駐輪の防止に努める。

特に、路上駐輪自転車の多い地域では、路上の通行を確保するための整理整頓を行い、放置自転車の実態を勘案し、適宜対象地域を見直していく。

また、駅周辺における、放置禁止区域を指定する等の対策に加え、駅から離れた地域においても「中央区路上駐輪対応方針」に基づき、地域の実情に応じて、路上に放置されない取組を検討していく。

#### 路上に放置された自転車の撤去

撤去された自転車は保管所で約30日間保管します。  
返還手数料は、撤去・保管手数料として、3,000円徴収します。

左から注意札(放置禁止区域外)、警告札(放置禁止区域外)、  
警告札(放置禁止区域内)



#### <実施スケジュール>

前期(令和6~10年度)	後期(令和11~15年度)
路上駐輪自転車に対する啓発・指導・撤去の実施	取組の見直し・実施

## 4. 具体的な取組内容（案）

### 目標3

自転車の利用を促し、交通の利便性向上

#### 施策3-1 シェアサイクルの普及の促進

##### (1) サイクルポートの設置の促進

区内には様々な事業者によるシェアサイクルが運営されており、利用環境の向上を図るため、民地内での空きスペースや、道路、公園等の公共用地の活用、大規模開発の機会を捉えたポートの設置の促進に取り組んでいく。

<実施スケジュール>



##### (2) シェアサイクルの利用の促進

###### ① 広域連携

ドコモ・バイクシェアでは、利便性の向上を図るため、周辺区と自転車の相互乗り入れを実施し、R5.8時点で、15区（中央区、千代田区、港区、新宿区、文京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区）まで拡大している。今後も他自治体と連携し、シェアサイクルを広域的に利用できるようにしていく。

###### ② シェアサイクルの広報

日常利用や、休日の観光利用等への様々な場面での活用が期待できるシェアサイクルを、HPやリーフレットを用いた積極的な広報を促進していく。

<実施スケジュール>



## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策3-1 シェアサイクルの普及の促進

#### (3)公共交通機関等とシェアサイクルとの結節の促進

公共交通の機能を補完し、回遊性を向上させるため、公共交通機関近辺へシェアサイクルポートを設置し、公共交通とシェアサイクルの相互利用を促進する。

また、本区では、都内随一の水辺空間を活かした回遊性の高いテラスや、防災性の高い船着場等が整備されているとともに、水上交通のさらなる活性化に向けた検討を進めている。そのため、水辺空間においても、水上交通と自転車が結節できるよう、水辺付近におけるシェアサイクルポートの設置を促進する。

##### <実施スケジュール>



#### (4)シェアサイクル事業者の自転車点検・整備の働きかけ

シェアサイクルを安全かつ快適に利用できるよう、シェアサイクル事業者に対して、積極的なメンテナンスや、整備不良の際の事業者への通報アプリサービスの周知を働きかける。

##### <実施スケジュール>



## 4. 具体的な取組内容（案）

### 施策3-2 自転車情報の発信

#### (1) 自転車の適正利用を促す広報の実施

重点施策

日常生活、観光、業務等の多様な目的に応じて、自転車を適正に利用できるよう、駐輪場、放置禁止区域、自転車安全整備店、自転車通行空間等の自転車に関する総合的な情報が記載されたマップを作成し、区ホームページへの掲載や、公共施設や観光施設への掲示をしていく。

<実施スケジュール>



#### (2) 自転車情報のオープンデータ化

東京都自転車活用推進計画（令和3年5月）では、取組の一環として、「自転車通行空間の整備状況」等に関するオープンデータ化の検討を掲げている。本区においても、駐輪場の空き情報や、地域特性を考慮した自転車通行空間等についても、オープンデータ化が出来るよう、東京都と連携を図っていく。

<実施スケジュール>



## 5. 評価指標（案）

施策	指標	現況値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
1-1 自転車利用者に対する 安全運転促進	自転車損害賠償責任保険加入率	67.3% (中央区自転車アンケート)	100%
1-2 自転車利用者を取り巻く人々 に対する安全な自転車利用の 支援促進	自転車事故の発生件数 (1・2当事者)	289件	減少
2-1 自転車通行空間と路上駐車空間の 計画的な整備促進	ネットワーク路線の整備延長 (区道)	2.1km	26.5km
2-2 駐輪需要に対応した適切な 駐輪場の整備推進と利用促進	路上駐輪台数	1313台 (駅前放置自転車等の現況 と対策)	減少
3-1 シェアサイクルの普及促進	ポート150m圏域の総面積	3.4km <sup>2</sup>	増加
3-2 自転車情報の発信	自転車マップの作成・更新	—	毎年更新